

救急業務の DX 推進に係る消防本部担当者向け技術カタログ 利用規約

第1条 目的

救急業務の DX 推進に係る消防本部担当者向け技術カタログは、救急業務に活用できる最新技術を整理するとともに、消防本部の担当者が救急業務における DX を推進・導入する上での参考としていただくことを目的としている。本規約は、この目的を踏まえ、救急業務の DX 推進に係る消防本部担当者向け技術カタログの利用条件等を定めるものである。

第2条 定義

- (1) 「本カタログ」とは、救急業務の DX 推進に係る消防本部担当者向け技術カタログをいう。
- (2) 「技術情報」とは、本カタログに掲載されている、救急業務に係る DX 技術の一切の情報をいう。
- (3) 「情報掲載者」とは、本カタログに技術情報が掲載された者をいう。
- (4) 「掲載情報」とは、本カタログに掲載された技術情報をいう。
- (5) 「情報利用者」とは、掲載情報を利用する者又は利用することを検討している者をいう。
- (6) 「事務局」とは、本カタログの運営事務局である消防庁救急企画室をいう。
- (7) 「利用者」とは、掲載情報の利用、本カタログへの情報掲載及び本カタログの閲覧等その他一切の本カタログの利用をする者をいう。

第3条 掲載情報の基本的な位置付け

本カタログにおける掲載情報の基本的な位置付けは以下のとおりであり、利用者は以下の事項を了承するものとする。

- (1) 掲載情報に関する証明、認証及びその適法性その他何ら技術上又は法令上の裏付けを伴うものではないこと。
- (2) 掲載情報の内容について、事務局が評価等を行っているものではないこと。また、掲載情報に関連する問い合わせ、苦情及び紛争等への対応は、情報掲載者が行うものであり、事務局は何らの責任も有しないこと。
- (3) 掲載情報の利用は、個々の活用場面や関連する条件等を踏まえて情報利用者の判断と責任において行われるものであり、当該技術の関連法令の要求に対する適合性及び情報利用者が想定した効果が得られることを事務局が保証するものではないこと。
- (4) 掲載情報に関する特許権等知的財産権については、関係法令に基づき取り扱われることであること。

第4条 技術情報の掲載について

1. 本カタログに掲載する内容については、事務局において、期間を定めた上で公募を実施し、期間中において応募があった技術情報を掲載するものとする。
2. 事務局は、必要と認める場合には、応募があった技術情報の内容に係る正確性や最新性を確認するために、申請者に対して、必要な情報提供を求めることができる。また、技術情報の掲載後であっても、掲載内容の正確性や最新性を確認するために、申請者に対して、必要な情報提供を求めることができる。
3. 事務局は、技術情報に関し、正確性、安全性等に疑義があると認めた場合には、掲載情報の削除等のほか、申請内容の訂正等のその他必要な措置をとることができる。

第5条 技術情報の掲載方法

1. 事務局は、掲載情報を、消防庁のウェブサイト上に公開する。
2. 情報掲載者は、技術情報が掲載される場所や順番等の掲載方法について、事務局に対して異議を申し立てることができない。

第6条 掲載情報の変更

事務局は、以下の事由に該当する場合には、掲載情報の内容を変更することができる。

- (1) 情報掲載者から掲載情報の内容の変更の申立を受けたとき
- (2) 掲載情報に誤字・脱字等の軽微な不備があり、当該不備を修正する必要があるとき

第7条 本カタログの利用上の責任

1. 情報掲載者は、情報利用者に対し、掲載情報の正確性、最新性及び完全性（以下「掲載情報の正確性等」という。）並びに安全性、有効性、セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ及び権利侵害等（以下「掲載情報の安全性等」という。）について、法令上の責任を負う場合がある。
2. 情報掲載者は、掲載情報の内容に変更があった場合には速やかに事務局に内容変更の申立を行い、掲載情報の内容が常に正確なものとなるように努めなければならない。
3. 情報利用者は、事務局が掲載情報の正確性等、掲載情報の安全性等及び利用の適法性を保証するものではないこと並びに掲載通りの効果を保証するものではないことを了承の上、本カタログを利用するものとする。

第8条 情報掲載者の保証及び義務

1. 情報掲載者は、掲載情報について、事務局及び利用者に対し、以下の事項を保証するものとする。
 - (1) 虚偽が含まれていないこと
 - (2) 実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると利用者を誤認させる表

現が含まれていないこと

- (3) 第三者が権利を有する情報でその掲載を含む利用について当該権利者の許可を得てないものが含まれていないこと
 - (4) 法令に違反するもの、猥せつなもの、脅迫的なもの、名誉を毀損するもの、プライバシーを侵害するもの、第三者を誹謗中傷するもの、政治的主張を含むものその他の不適切な表現が含まれていないこと。
 - (5) その他本カタログの目的に照らして不適切な内容が含まれていないこと
2. 情報掲載者は、掲載情報の正確性、安全性等に疑義が生じる事象が発生した場合については、事務局に対して速やかに当該事象を報告しなければならない。

第9条 情報利用者の義務

- 1. 情報利用者は、掲載情報を利用するに際し、以下の行為をしてはならない。
 - (1) 著作権、商標権、プライバシー権、氏名権、肖像権、名誉等の他社の権利を侵害する行為
 - (2) 第三者を誹謗中傷する行為
 - (3) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は故意若しくは過失により第三者に損害を与える行為
 - (4) 前各号のほか、前各号に準じる行為及び本カタログの目的に照らして不適切な行為
- 2. 情報利用者は、掲載情報の正確性、安全性等に疑義が生じる事象が発生した場合は、情報掲載者に対して速やかに当該事象を報告するよう努めるものとする。

第10条 掲載情報の一時停止及び削除

- 1. 事務局は、情報掲載者が本規約に反した場合、第4条第3項に定める場合又は掲載情報の正確性や安全性等に疑義が生じた場合等、本カタログの目的に照らして不適切であると事務局が認める場合若しくは掲載情報が本カタログの目的と無関係であると事務局が認める場合には、予告なく当該掲載情報の掲載を一時停止又は削除（以下「削除等」という。）することができる。
- 2. 事務局は、必要があると認めるときは、前項に基づく削除等の事実及びその理由を公表することができる。
- 3. 事務局は、第1項に基づいて掲載情報を削除等した場合、削除等した旨及びその理由を情報掲載者に通知するものとする。
- 4. 事務局は、掲載が一時停止されている事由が解消された場合には、再度掲載することができる。

第11条 本規約の変更

- 1. 事務局は、必要に応じ、本規約の内容を変更することができる。

2. 本規約を変更する場合には、消防庁のウェブサイト内の適宜の場所に掲示するものとする。

第 12 条 反社会的勢力の排除等

1. 本カタログの利用者は、事務局に対し、本カタログの利用開始時点において、自己及び自己の取締役、執行役、執行役員等の経営に実質的に関与する重要な使用人、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ、本カタログの利用中において該当しないことを保証するものとする。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定義される暴力団、同法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人をいうものとする。
2. 本カタログの利用者は、本カタログの利用に関連して自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて他の利用者及び事務局の信用を毀損し、又は他の利用者及び事務局の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第 13 条 事務局の免責事項

1. 事務局は、掲載情報の正確性、安全性等について、いかなる保証も行わないものとする。
2. 事務局は、本カタログの提供に関連し又は起因して生じた利用者の損害について、事務局の故意又は重大な過失によるものである場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。
3. 事務局は、本カタログの全部又は一部の提供を、理由のいかんを問わず、いつでも終了することができる。また、事務局は当該終了に関連した場合は起因して生じた利用者の損害について、事務局の故意又は重大な過失によるものである場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。

第 14 条 準拠法・裁判管轄

本規約の準拠法は日本法とする。本カタログに関連して生じた紛争については、東京地方

裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

2025年10月21日制定